

仏生寺公民館(旧仏生寺小学校)クラブハウス、体育館、屋外運動場の使用管理規則
(趣旨)

第1条 この規則は、仏生寺公民館(旧仏生寺小学校)体育館、クラブハウス、屋外運動場
(以下施設という。)の使用管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 施設の使用管理は、仏生寺公民館、仏生寺自治振興委員会、仏生寺地域づくり協
議会が協力して行うものとする。

(使用の申請及び使用許可)

第3条 施設の使用を希望するものは、1か月前から使用の申請をすることができる。ただ
し、仏生寺地区住民で構成する団体等は、6か月前から使用の申請をすることができる。

2 使用の申請方法は、施設管理者に直接、電話又はスマートフォン等で申請する。使用の
中止又は変更も申請方法と同様とする。

3 使用申請した施設が空いているときは、原則として使用を許可する。ただし、施設管理
者が、施設管理上支障があると認められるときは、使用を許可しない。

4 使用時間は、原則午前9時から午後9時までとする。ただし、施設管理者が認める場合
は、使用時間を変更することができる。

(使用料)

第4条 施設を使用するものは、別表の使用料を仏生寺公民館に納入しなければならない。
ただし、施設管理者が認める場合、減額又は免除することができる。

2 使用料の支払いは、施設管理者が指定する口座に振り込むものとする。

(使用者の守るべき事項)

第5条 使用者は、使用許可を受けた施設のみを利用し、施設及び附属設備等を損傷しな
いように使用しなければならない。万が一損傷が発生した場合、施設管理者と賠償等に
ついて協議するものとする。

2 施設使用后、使用施設及びトイレ等の清掃を行い、使用前の状態に戻さなければなら
ない。また、施設の使用日誌を記載するものとする。

(細則)

第6条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年3月2日から施行する。

この規則は、令和5年3月7日から施行する。

◇仏生寺公民館(旧仏生寺小学校)クラブハウス、体育館、屋外運動場の使用料

時間帯	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
クラブハウス	1,000円	1,000円	1,000円
体育館	1,000円	1,000円	1,000円
屋外運動場	無料	無料	夜間照明で使用の場合 1時間 1,000円

- * 体育館をカローリング大会・練習会等で使用する場合、カローリング用具使用料は一回3,000円とする。ただし、15人以下で使用する場合、1人200円とする。いずれの使用も体育館使用料は免除する。
- * 体育館又は屋外運動場を仏生寺地区カローリング大会、ペタンク大会又はこの大会の練習会(地域づくり協議会、公民館、長寿会等主催)で使用する場合、カローリング用具使用料、体育館使用料及び夜間照明使用料は免除する。
- * 体育館を湖南小学校及び十三中学校がクラブ活動等で使用する場合、使用料は免除する。
- * クラブハウス、体育館、屋外運動場を仏生寺学童保育で使用する場合、使用料は免除する。
- * クラブハウスを仏生寺地区住民で構成する団体等が集会に使用する場合、使用料は免除する。
- * 上記の他、特別な目的で施設の使用申請があった場合、使用料及び使用方法は申請者と施設管理者が協議のうえ決定する。

◇体育館の舞台に保管するグランドピアノは無償で使用することができる。使用を希望するものは、荒井市郎(仏生寺公民館主事)090—2032—3972の許可を受けること。ただし、体育館使用料は徴取する。

◇施設の使用を電話で申し込む場合の担当者

- ・高木吏恵子(仏生寺地域づくり協議会事務員)090—4320—4828
- ・JA氷見市仏生寺支所長(自治振興委員会事務局長)91—1253(仏生寺支所)
- ・荒井市郎(仏生寺公民館主事)090—2032—3972
- ・年間5回以上定期的に利用する場合、スマートフォン申請とする。この場合、事前登録が必要となります。この場合、高木吏恵子(仏生寺地域づくり協議会事務員)090—4320—4828に相談してください。

◇使用料の支払い

金融機関名	氷見市農協十二町支所	振り込み手数料は自己負担でお願いします。 (氷見市農協の本店、支店、各支所での振り込み手数料は無料です。)
口座名義人	仏生寺公民館使用料	
口座番号	0025094	